

キッズルームめでの 運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、児童福祉法及び子ども・子育て支援法の規定に基づき、キッズルームめでの(以下「当園」という。)の運営方針、職員の区分、定数及び職務内容、保育方法、費用その他当園の運営に関し重要な事項を定めることにより、効率的かつ透明性の高い保育施設の運営を確保し、利用する子ども及びその保護者に対し適切な保育を提供することを目的とする。

(当園の名称等)

第2条 合同会社MEDELが設置する保育施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 キッズルームめでの
- (2) 所在地 〒065-0015 札幌市東区北15条東1丁目1-28 サニープレイス151-201

(運営方針)

第3条

当園は、運営にあたっては、札幌市児童福祉法施行条例、札幌市子ども・子育て支援法施行条例及びその他関係法令等を遵守するものとする。運営方針については以下の通りとする。

- (1) 安全かつ発達にあった遊具・教具を揃え、安心して過ごせる環境を整える。
- (2) 保護者と離れて過ごすことへの不安を和らげるよう、落ち着いた空間作りを行う。
- (3) 保護者が抱える育児への不安解消の助けとなるよう支援する。

(対象及び利用定員)

第4条 当園は、生後57日から小学校就学前(兄弟に限り小学6年生まで)の子どもを対象に保育する。

当園は、次に掲げる利用定員の範囲内で子どもを受け入れるものとする。

- (1) 0歳児 1人
- (2) 1～2歳児 3人
- (3) 3～12歳児 4人

前項の規定にかかわらず、保育の利用の需要の増大や措置児童に対する対応、その他やむを得ない事情があるときは、前項に規定する利用定員を超える子どもを受け入れることができる。

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種及び員数)

第5条 当園に次の各号に掲げる職員を置き、その員数は前条第2項に規定する利用定員に対し、当該各号に掲げる数とする。

ただし、前条第3項の規定に基づき子どもを受け入れ、又は前条第2項に定める利用定員を下回る子どもを受け入れるときは、その数に応じて札幌市児童福祉法施行条例第182条の規定に基づく員数以上の職員を置くものとする。

- (1) 施設長 1人(常勤専従)
 - (2) 副施設長 1人(常勤専従)
 - (3) 保育士 2人(非常勤2人)
 - (4) 保育補助 2人(非常勤2人)
- 2 前項に定める者のほか必要に応じ職員を置くことができる。

(職務内容)

第6条 前条第1項各号に掲げる職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 施設長 保育施設の管理運営を統括する。
- (2) 副施設長 施設長を補佐し、保育内容について保育士を統括する。
- (3) 保育士 保育に従事し、保育計画の立案、実施、記録及び家庭との連絡等の業務を行う。
- (4) 保育補助 保育士の補助、清掃その他保育園の運営に必要な雑務を行う。

(職員の資格)

第7条 職員は、札幌市児童福祉法施行条例第144条に定める要件に該当する者のうちから施設長が任命する。ただし、保育士については、児童福祉法第18条の18の規定に基づき登録を受けた者であることを要する。

(職員の心得)

第8条 職員は、運営方針及び社会福祉施設の公共性に則り、その職務の遂行に努めるほか、特に入所している子どもに対しては、無差別平等を旨とし、常に深い理解と愛情を持って接遇するとともに、職員相互の融和と協力を図り、児童処遇の充実に努めなければならない。

(虐待の防止のための措置)

第9条 当園は、入所する子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

第3章 入所及び退所

(入所)

第10条 当園に入所できる子どもは、原則として、第4条に規定する子どもであって、保護者の就労などの要件は必要としない。

前項の規定により入所した者は、別に定めるところにより、利用料を支払わなければならない。

当園は、保育の提供に際し、利用する子どもの保護者に対して本規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、保護者から同意を得るものとする。

(退所)

第11条 当園に入所した子どもの保護者は、子どもを退所させようとするときは、施設長に退所の届出をしなければならない。

2 施設長は、入所した子どもが次の各号のいずれかに該当するときは、保育施設を退所させることができる。

- (1) 前条第2項の規定により入所した子どもについて、利用料を支払わない場合、その他入所を継続させることが適当でないとき。

第4章 保育の提供等

(保育の内容等)

第12条 保育は、札幌市児童福祉法施行条例第184条の規定に基づくほか、次に定めるものについて行う。

- (1) 食事の提供(希望者に限る)
- (2) 時間外保育
- (3) 一時預かり事業
- (4) 夜間保育事業
- (5) その他の便宜

2 保育の提供にあたっては、保育指導計画を作成するものとし、当該計画は、保育所保育指針を基準として、年間、月間、週案に分けて作成することとする。

3 当園の職員は、保育の提供をした際は、保育の提供日、内容その他の事項を記録しなければならない。

4 施設長は、入所する子どもの処遇に関する具体的な措置を決定し、その円滑な実施を図るため、必要な

時期に関係職員を構成員とする会議を開くものとする。

(保育を提供する時間及び日)

第13条 保育を提供する時間は、9時から20時の範囲とする。

2 前項の規定にかかわらず、施設長が認める理由により保育が必要なときは、20時から翌9時までの時間外保育を提供するものとする。

3 時間外保育を要するときは、当園に対しあらかじめ時間外保育の利用について保護者に申出させるものとする。

ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りでない。

(保育の提供を行わない日)

第14条 当園は、不定休とする。

(入所する子どもの生活)

第15条 当園の構造設備は、採光、換気等入所する子どもの保健衛生を考慮したものとするとともに、危険防止に十分な処置を講じなければならない。

2 入所する子どもの使用する居室、便所、衣類、寝具、食器等については、常に清潔に保たなければならない。

(1) 居室、便所は毎日清掃し、定期的に消毒すること。

(2) 食器等は、使用后よく洗い、十分に乾燥すること。

(緊急時等における対応)

第16条 当園の職員は、保育の提供を行っている時に、入所する子どもに体調の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに当該子どもの保護者又は主治医若しくは提携医に連絡する等の必要な措置を講じるものとする。

2 当園は、地震等の災害発生時に備え、入所する子どもの引き渡し等について、あらかじめ保護者に周知するものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第17条 当園は、入所する子どもに対する保育の提供により事故が発生したときは、速やかに当該子どもの保護者又は家族、札幌市等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 当園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

3 当園は、入所する子どもに対する保育の提供により損害を賠償すべき事故が生じた場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

第5章 利用者負担

(利用者負担その他の費用の種類)

第18条 当園の利用料は次のように定める。

税込み価格	0～2歳	3～12歳	備考
基本料金(30分)	1,350円	1,000円	延長・時間外の料金もコチラになります
お気軽パック(10時間分)	18,600円	14,000円	30分単位で使えておすすめ(6か月有効)
3時間パック	6,700円	5,000円	開園時間内のお好きな時間帯を選べます
6時間パック	11,200円	8,400円	
月極3時間コース	20,100円	15,000円	3回分の料分で 月4回までのご利用が可能なお得なコース
月極6時間コース	33,600円	25,200円	
昼食・夕食	500円		お気軽パックで食事を提供した際にいただきます
下着(1着)	300円		下着の着替えをした際にいただきます

- ・年齢は学年齢(4月1日時点の年齢)とする
- ・お気軽パックのチケットは延長にも利用可(時間外は不可)
- ・その他割引やクーポンの発行あり
- ・年末年始12月29日～1月3日は基本料金のみとする

2 当園は、前項に規定する費用のほか、必要に応じ、保育の提供において必要とされるものであって保護者に負担させることが適当と思われる費用について支払を受けるものとする。

第6章 非常災害対策

(災害対策)

第19条 施設長又は防火管理者は、災害防止の入所する子どもの安全を図るため、非常その他急迫の事態に備え、とるべき処置についてあらかじめ対策を立て、少なくとも毎月1回の避難訓練を行うものとする。

2 当園は、地震等の災害発生に備え、入所する子どもの引き渡し方法等についてあらかじめ定めるものとする。

第7章 職員研修

(研修の実施)

第20条 社会福祉に従事する職員として、福祉に対する観念と事務及び技能の研修を図るため必要と認められる研修を実施する。

第8章 個人情報

(個人情報の取扱い)

第21条 保育施設が保有する個人情報の保護者及び適切な取扱いに関する事項については、「個人情報取扱規程」の定めるところによる。

附 則

この規程は、2022年9月1日から施行する。